

協定書

一、双方事情止むを得ず大正十五年三月十九日を以て争議団を解散すること。  
二、會社は總計金拾二万圓を争議団に交付すること。但し先に交付した金二万三千七百三円八拾六角(退職金)を差引金九万六千二百九拾六円十四銭を支払ふこと。

右協定の証として双方代表者署名押印候也  
三月十八日

會社側

大橋光吉 吉谷專吉

立會人

藤原銀次郎 石山賢吉

争議団

高田幸松 村本清二 上、山博  
伊藤政之助 中尾勝次 石倉松次  
大西 勇 寺西三郎 渡辺政之助  
野田律太 斎藤忠利

覚書

一、石山賢吉は争議団に對し金壹拾萬圓を支拂ふこと(註、本金款は

一、争議費用として會社側から石山代に手交し石山代から争議団に渡すこと)

二、争議は三月十八日現在工場復帰未定者七百五名及既解雇者四百七十五名計千八百八十名の氏名表に基き、その委任状を取るとし、石山賢吉に提出し會社は右委任状と引更に協定書第二項の金款を争議団に支拂ふこと。

會社側

大橋光吉 吉谷專吉

立會人

藤原銀次郎 石山賢吉(出席者)

争議団

高田幸松 上、山博 伊藤政之助  
中尾勝次 石倉松次 大西 勇  
寺西三郎 渡辺政之助 野田律太  
斎藤忠利

覚書

一、會社は凡そ半年以内に約款百名を復帰せしめし意向ありし事を拙考に

内示せり

三月十八日

石山賢吉